

## 第1 スパイ防止法とは何か？

### 1 新たな「スパイ防止法案」についての各政党・議員の意見（国立国会図書館調査報告書）

- ① 高市早苗衆議院議員（自民党）：「スパイ防止法」とは、「外国政府勢力によるスパイ活動を想定し、監視し、必要があれば逮捕することができる法律」（2025.5.21 HPでの発言）
- ② 松沢成文参議院議員（日本維新の会）：特定秘密保護法等は、「秘密を特定して、その秘密に関わる人をセキュリティクリアランスを掛けて、そういう人が漏洩した場合に罰するという法律」であり、「スパイ防止法」とは、「法体系が違う」。「スパイ行為を定義して、スパイ活動そのものを取り締まって、違反者に重罰を科する」ような「包括的なスパイ防止法を作るべき」（参議院決算委員会議事録 2025.5.14）－臨時国会で法案提出検討
- ③ 国民民主党：「今の日本には、スパイ行為を包括的に処罰できる法律が整っていません。」「国家機密保護や安全保障体制の強化という観点から、サイバー空間を含めたスパイ行為全般を処罰対象とする、実効性の高い包括的な法整備を進めます。」（2025. 7 政策パンフレット）－臨時国会で法案提出を目指す
- ④ 参政党：「経済安全保障などの観点から外国勢による日本に対する侵略的な行為や機微情報の盗取などを機動的に防止・抑圧する仕組みを構築」（参政党の政策カタログ・同党ウェブサイト）－臨時国会で提出予定  
2025/7/14 神谷代表「（政治家・官僚・法律家・メディアの一部の人たちなど社会の中枢に入っている極左の考え方を持った人たちについて）これらを洗い出して、極端な思想の人たちは辞めてもらわないといけないと思います、私は。これを洗い出すのがスパイ防止法です。」

### 2 自民・維新の連立合意（2025年10月20日）

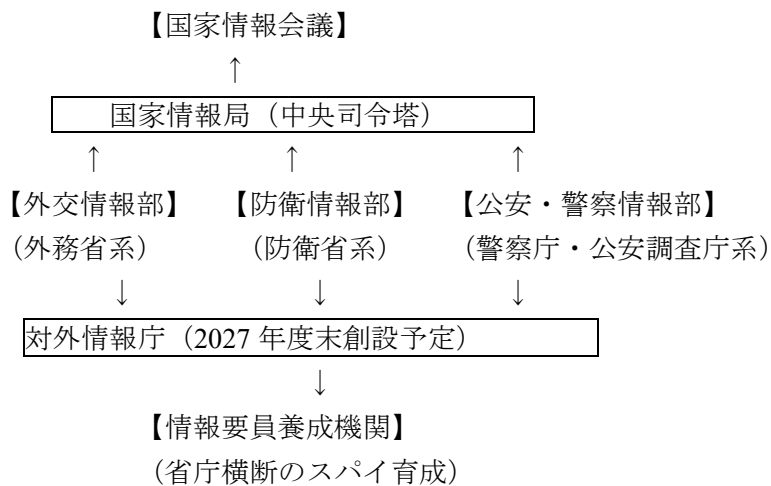
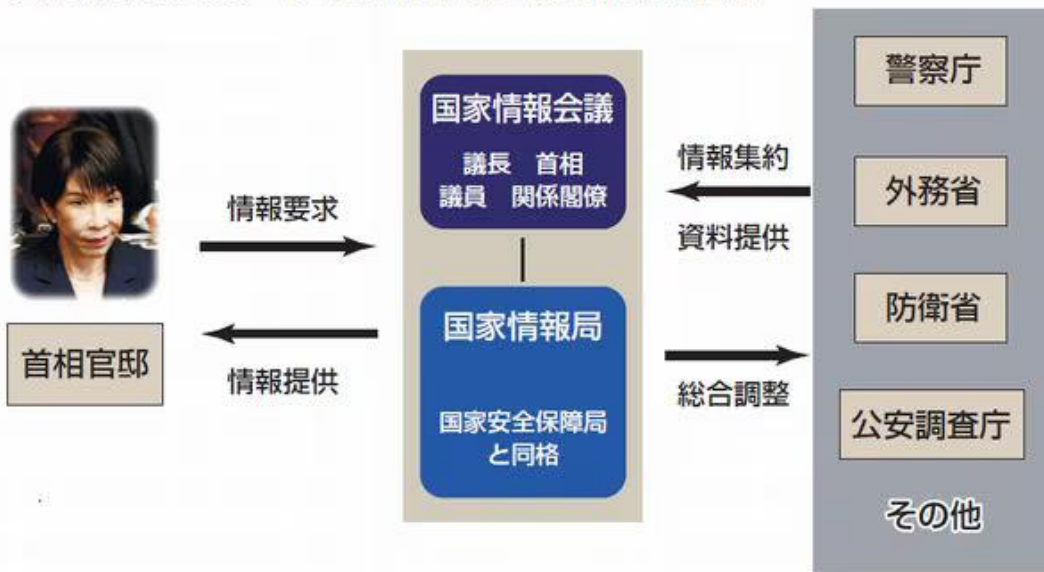
#### (1) 自維連立合意書5項

- ①わが国のインテリジェンス機能が脆弱であり、インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務であるという認識を共有し、総合的なインテリジェンス改革について協議し、合意した施策について実行する。
- ②令和八年通常国会において、内閣情報調査室及び内閣情報官を格上げし、「国家情報局」及び「国家情報局長」を創設する。安全保障領域における政策部門及び情報部門を同列とするため、「国家情報局」及び「国家情報局長」は、「国家安全保障局」及び「国家安全保障局長」と同格とする。
- ③現在の「内閣情報会議」（閣議決定事項）を発展的に解消し、令和八年通常国会において、「国家情報会議」を設置する法律を制定する。
- ④令和九年度末までに独立した対外情報庁(仮称)を創設する。

- ⑤情報要員を組織的に養成するため、令和九年度末までに、インテリジェンス・コミュニティ横断的(省庁横断的)な情報要員(インテリジェンス・オフィサー)養成機関を創設する。
- ⑥インテリジェンス・スパイ防止関連法制(基本法、外国代理人登録法及びロビー活動公開法等)について令和七年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる。」

2026.04.11 新聞あかはた

## 国家情報会議・国家情報局と情報関係省庁



### 第3 立法事実は存在するのか？（なぜスパイ防止法を制定しなければならないのか）

(1) 日本はスパイ天国だ！ 日本はスパイが野放しだから取締の必要がある。

→8. 15 山本太郎参議院議員の質問主意書に対する政府答弁書

「政府としては、外国上法機関により我が国に対する情報収集活動が行われているとの認識の下、カウンターインテリジェンスに関する機能の強化は重要と認識しており、情報収集・分析体制の充実強化、違法行為の取締の徹底等に取り組んでいるところである。そのため、ご指摘のように『各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家である』とは考えていない。」

⇒大垣警察市民監視事件・情報保全隊市民監視事件・ムスリム監視事件

(2) 推進派の考える特定秘密保護法の不十分性

①「秘密の指定」が必要

特定秘密保護法が適用されるのは、あらかじめ「特定秘密」の指定が必要。

理想とされる「スパイ防止法」は、事前の指定がなくても、それが国の安全保障にとって重要な情報であれば保護の対象とし、スパイ行為を取り締まれるようにすべき。

②処罰の対象者

特定秘密保護法で処罰されるのは、秘密を扱う権限のある公務員など「守秘義務」を負うもの。不正に情報を得た者も処罰対象となるが、主な対象は、「内部からの漏洩」にある。ースパイ防止法が本来ターゲットにしているのは、外国から来た「スパイ工作員」。スパイ活動を行う「外部の人間」を直接取り締まることを目指す。

③刑罰の重さ

特定秘密保護法の最高で懲役10年。

諸外国のスパイ行為に対して無期懲役や死刑を科す国に比較して軽い。

これらの点から包括的なスパイ防止法としては、特定秘密保護法は不十分。

### 第4 スパイ防止法の狙い

(1) 仮想敵国の「スパイ」を監視し、逮捕し、処罰する法律を持つこと。

(2) 国家情報局設置の意味 連立合意及び維新「中間論点」

①国家情報局 現在の内閣情報調査室を格上げして、国家情報局に  
内閣情報官を格上げして、国家情報局長に

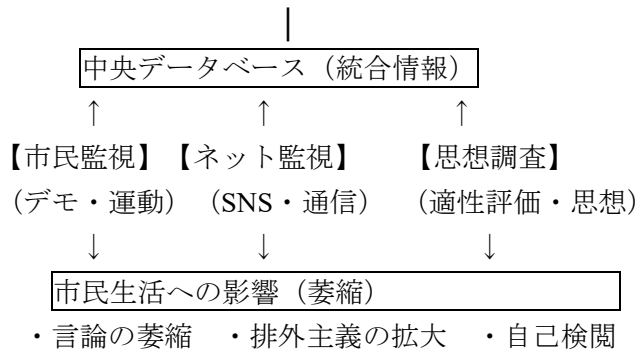
②国家情報会議 内閣情報会議を発展的に解消して、国家情報会議を設置

③対外情報庁

④情報要員養成機関 インテリジェンス・コミュニティ横断的（省庁横断的）な情報  
要員養成機関の創設

(3) 能動的サイバー防御法にみる、警察法体系の改正とデータ管理の変更  
中央に一括したデータベースの構築

【国家情報局】



#### (4) 国家情報局設置の具体的提言（北村滋「情報と国家」）

##### ①内閣情報機関の長の各種情報に対するアクセス権を保障

外交情報、防衛情報、警察情報及び公安情報が制度的に内閣情報機関の長にもたらされることを確保⇒全ての情報を国家情報局長を通じて政策執行機関に

##### ②対外情報機能の強化。情報収集目的を大量破壊兵器の不拡散、経済安全保障といった分野に拡大し、人員組織も充実強化を図る

##### ① 内閣情報機関の長の総合調整機能を強化が不可欠

### 第5 スパイ行為処罰の前提－敵国の存在

#### 1 戦後刑法から削除された第85条（間諜罪）

戦前：内務省 防諜講演資料（資料1）

明治憲法から日本国憲法への変化により、

スパイ－敵国の存在を前提にして成り立つ考え。

軍事力を一切否定し、武力行使を前提としない日本国憲法の下で許されないと考えられたもの。

#### 2 背景にある「ポピュリズム」

人民 (people) が草の根から立ち上げるのとは、対照的に大衆をひきつける際だった特性を武器として煽動するリーダーが、内・外の敵＝「奴ら」を標的に仕立て「フェイク」な情報までを操作して少数意見を孤立させようとする。その際、人民の名による政治の介入に対し距離を保つことを存在理由とする要素－裁判の独立、行政の専門性、中央銀行の自律性、公論形成者としての報道機関、大学等の研究機関など－は、多かれ少なかれ軽視ないし敵視される（樋口陽一「リベラルデモクラシーの現在－「ネオリベラル」と「イリベラル」のはざままで」岩波新書 176 頁）

### 第6 諸外国の例

#### 1 米国（資料2参照）

スパイ防止関連法規とその判例について、奥平康弘「『表現の自由』を求めて アメリカにおける権利獲得の軌跡」（岩波書店）は、129 頁以下で詳細に紹介している。

1917 年 2 月から戦争遂行のための情報統制法（スパイ防止法）の制定に。

1917 年 6 月、郵便等手段で行われる文書伝達・配布を規制する法律

##### ①「ザ・マッセイズ」判決

## ② 「シェンク」判決

### 2 韓国

朝鮮戦争の休戦状態：敵国の存在

①戦前の軍機保護法、国防保安法の例—法制定時の議論と異なり、運用時には拡大濫用された数多くの例—家族間での会話、居酒屋での話し、軍事工場での経験談も処罰一旦成立すると 処罰範囲はとめどなく拡大する

②韓国の例 資料：韓国にスパイの実態

・韓国の例—国家保安法の運用の実態

冷戦構造の下での北との対立、軍事的緊張の中で、多くのでっち上げ事件がねつ造され、政治的に利用された。—拷問、長期拘禁 人権侵害

目的遂行罪に秘密の探知収集を処罰、この規定を使って、多くの冤罪事件

例：学園浸透スパイ団事件

☆戦前日本と韓国の例は、中谷雄二・近藤ゆり子著「これでわかる！秘密保全法ほんとうのヒミツ」（風媒社）に詳しく書いたので機会があればお読みください。

### 3 スパイ防止法がもたらす社会への影響

敵の存在→憎悪と嫌悪、差別と排外主義の蔓延

敵のスパイ 共産主義者の排除、差別・迫害、

米国でも、マッカーシーによる赤狩り、日本の破壊活動防止法

戦前だけでなく、戦後もレッドパージ、大企業における思想差別の例

## 第7 市民への影響と今後の闘い

1 同調圧力が強く一色に染まることを強いる社会—敵国を前提にした「スパイ」の公的認定は、差別・迫害の公認につながる危険性。—排外主義的な差別が社会に一層広がる危険性。閉塞的な社会。

2 言論の萎縮—すでにメディアの言論の統制と萎縮は始まっている。

国家による人権侵害だけでなく、社会による人権侵害も。

3 参政党神谷党首の発言「極端な思想の持ち主をあぶり出すため」「治安維持法は、共産主義者にとっては悪法」

\*官僚・企業から極左思想の排除 1989年まで英国BBC MI6の協力で、秘密裏に職員採用に際してセキュリティ審査

・橋本大阪市長の下で、「労使関係に関する職員アンケート調査」

4 戦争する国＝戦中前夜とさえ言われる日本の現状は、かつては言えなかった露骨な狙いを表に出してきている。

—政府による情報操作とメディアの忖度、SNS等での匿名の煽動行為が影響。

5 かつてのスパイ防止法反対運動に学び、様々な手段（小説、演劇、歌や考えられる限りの創造的な方法で訴えかける必要がある。

危険性を具体的に語ることの重要性

○ウンベルト・エーコー「永遠のファシズム」（岩波現代文庫48頁～58頁）

ファシズムを構成する14の要素

- ①伝統への崇拝
- ②モダニズム（近代的啓蒙思想）の拒絶
- ③行動のための行動、すなわち思考の否定
- ④批判の拒絶
- ⑤異質なものの否定
- ⑥社会的欲求不満の訴え
- ⑦陰謀論による敵、特に敵対的外国人の設定
- ⑧敵に対する過小評価と過大評価の並立
- ⑨戦争・闘争の讃美
- ⑩エリート主義と大衆蔑視
- ⑪英雄崇拝と死の讃美
- ⑫男性性の誇示・女性蔑視
- ⑬質的ポピュリズム、すなわち個人の否定と大衆が塊として意思表示することの肯定
- ⑭新しい言葉、すなわちジョージ・オーウェルの言うニュースピークのことで、言葉を貧困にし、平然と矛盾を犯し、人々の思考能力を奪う。

以上

#### （参考）大垣警察市民監視事件名古屋高裁判決

一審被告県は、大垣警察の警察官らが使っていた「市民運動」という単語を「大衆運動」と言い換えるなどした上、昨今の「大衆運動」においては、「大衆団体」等による組織的運動のほか、SNAによる呼びかけに呼応して、短時間で主催者等の予想をはるかに超える参加者が集まり、大規模かつ無秩序な「大衆運動」が展開される危険性を秘めているなどと主張した上、本件風力発電事業への反対も、反対運動の拡大へと発展したりするおそれがあったから、大垣警察が行った本件における情報収集活動にも、その必要性は認められるなどと主張する。」（56頁）

・「このような主張によれば、昨今の市民（大衆）運動は、すべてこれに当てはまることになりかねないのであって、結局は、市民運動全てを危険視して、その情報を収集し、これを監視する必要があるということになってしまうのである（もし、一審被告県が、そうではないと言うのであれば、市民運動の中で、その情報を収集して監視する必要があるものと、その必要がないものとを具体的かつ明確に区分した上、）。このように、市民運動やその萌芽の段階にあるものを際限なく危険視して、情報収集し、監視を続けるということが、憲法（21条1項）による集会・結社・表現の自由等の保障に反することは明らかであり、一審被告県の主張は失当というほかない。また、企業や公共団体等が行う事業に反対する場合、その事業が不当なもので、反対することが正当な

ものであればあるほど、一時的な炎上等にとどまらず、着実に市民運動に発展して、拡大していく可能性が高くなるのであり、そうすると、一審被告側の主張によれば、反対運動が正当なものであればあるほど捜査機関の情報収集及び監視の対象になってしまうのであり、少なくとも大垣警察及び岐阜県警に関する限り、実際にもそうである可能性が高い。」（57頁）

## 資料 1



戦前日本における軍機保護法、国防保安法の適用例

1 防諜教育の内容

- ・国防要素
  - ・ 人的要素=人口と思想
  - ・ 物的要素=資源と生産
- ・戦争： 武力戦 と 秘密戦
- ・防諜：秘密戦によって武力戦に発展しないように、相手の国防要素を破壊する。

## 防諜の具体例

- ・ 国家総力戦 生産を阻害すれば、戦争はできなくなる。
- ・ ストライキやサボタージュをやらせ、戦争遂行を阻害することも容易にできる。
- ・ 例) ソビエトの世界赤化の東方における目標として日本が如何に赤化思想に毒せられたか。
- ・ スパイの正体は、合法的な組織の網：外国系の銀行、会社、商店、学校、社交団体
- ・ 防諜の主体は国民、法規を守っただけでは防諜はできない。
- ・ 防諜の第1は、無条件の外国崇拜を止めること。
- ・ 第2は、言論出版の統制
- ・ 外国系の経済団体、宗教団体、教育団体等を取り除いてスパイの温床を絶滅。我々の頭の中の外来思想、自由主義や個人主義思想を徹底的に排除して真の日本人に立ち帰ること。

## 資料 2

暗黒のアメリカの本の帯には、「崇高な目的を掲げ戦争熱を煽る権力者、選挙運動で外国人の「追い出し」を唱える政治家、さらには自由を求め

た勇敢な抵抗者まで、米最暗黒時代を活写。本書が問うのは百年前だけでも米国だけでもない。」とありますが、読んでいて、まさに、スパイ防止法という、敵を作り出す社会において起こることがよくわかります。

## アメリカのスパイ防止法の運用

### 暗黒のアメリカ（みすず書房）

- ・スパイとされたのは、労働組合の役員、黒人、敵性国民（ドイツ系移民）
- ・自警団の結成・リンチ、スパイを送り込み、捏造をし、数多くの活動家を刑務所に送り込む警察での取調過程で、拷問により死亡した例も

